

復員処理業務についての覚書と沖縄県福祉保健部 福祉・援護課文書の概要

齊藤 郁子†

はじめに

- 1 復員処理業務に関すること
 - 1-1 復員処理の所管省庁
 - 1-2 戦後沖縄における「復員業務」担当機関
- 2 復員処理業務の各段階について
 - 2-1 未復員者・未帰還者の調査・把握
 - 2-2 生存者の手続き
 - 2-3 死亡確定の際の手続き
 - 2-4 沖縄の状況
 - 2-5 評価選別の判定について
- 3 「琉球政府文書」の復員処理業務文書
- 4 福祉・援護課文書の概要
 - 4-1 既に評価選別シートが作成されているシリーズに該当するもの
 - 4-2 新規シリーズを作成する必要があるもの

おわりに

はじめに

沖縄県福祉保健部福祉・援護課から4000件を超える文書について、2012（平成24）年度に引渡しの手続きがなされた。その内容は、援護事業を所管してきた課が継続使用してきたものと考えられる、軍人恩給や戦死者の遺族に対する給付金等の請求から支給に関する行政手続き等で発生した公文書群である。日中戦争から第二次大戦までの戦後処理に関わる国家と民衆の様相を示す重要な文書群として、今後の利用が見込まれる。

これらの福祉・援護課の文書を整理し公開するに先立ち評価選別を行う必要がある¹、筆者は新規のシリーズとして「復員処理業務に関すること」の評価選別シートの作成を担当した。

沖縄県公文書館では、評価選別をいわゆる「シリーズ別評価選別」²の方法論で行っており、評価選別の仕様及び説明として「評価選別シート」を作成し、それに即して選別している。この福祉・援護課の文書についても、同様の手順を踏むことになる。

その作成にあたっては、根拠となる法令や行政的な手続きを調べ、所管課の業務の流れを可能な限り調査し業務分析を行なった上で、総合的に文書群の評価選別をする。評価選別シートを正確に作成

† 公益財団法人沖縄県文化振興会 特定派遣職員

¹ 沖縄県公文書館公文書等管理規定第4条に基づき、県公文書館の指定管理者が公文書の評価選別を行う。

² 「シリーズ別評価選別」の「シリーズ」について大城博光は、「評価選別シートにおいて評価仕様を定める単位となるシリーズは、文書保存箱に付けられる文書類名とは異なり、行政の事務事業ごとに作成又は取得する文書で編成する。—中略—評価選別システムにおいてシリーズとして扱う事務事業は、行政活動において作成又は取得する公文書を選別するにあたって、その背景にある一連の業務プロセスとの関係性と当該文書の役割を明確にする観点から編成する。」（大城博光 2009 pp.77）と説明している。シリーズ別評価選別の方法論については、大城論文を参照されたい。

するためにも、この文書群に関する行政的な手続きについての調査は不可欠であり、この過程をまとめておく必要があると考える。これは、評価選別シートを作成する立場のみにとどまらず、整理・登録の工程、また、利用者対応の際にも、これら行政手続きの把握が効率的な業務の遂行を促すものと思料する³。

1 復員処理業務に関すること

新たに引渡された福祉・援護課の文書が作成された事務事業に対しても評価選別シートを作成しなくてはならないが、最初に着手したシリーズの評価選別シートが「復員処理業務に関すること」であった。このシリーズでは、2013年（平成25）12月現在、926件の文書が選別され「保存」と決定している。他の業務に対応するシートは今後も作成する予定であり、最終的に文書全体の評価選別の調整をはかることが必要となるが、今現在はこのような選別状況である。今回はこの復員処理業務の評価選別シートを作成するにあたって業務を調査しシートに記述したが、あまり詳細な説明をすることができない評価選別シートの性格上、割愛した情報もある。そのため、評価選別シートの情報の補足として行政手続きについて覚書を記してみたい。ただし、戦後処理及び復員・引揚げに関しては、まだ十分に研究が進んでいるとは言えない状況であるため⁴、限界が多い記述となることもお断りしておく。

1-1 復員処理の所管省庁

復員処理業務とは、「召集された旧陸海軍の軍人軍属及び昭和20年9月2日以後現在においても生死の状況がわからないで、未帰還のままになっている一般邦人の生死状況について、個人個人の状態をはっきりさせ、生存者は生存者、死亡者は死亡者、負傷者は負傷者（傷痍軍人軍属）として、それぞれの状態において調査をなし、身分や死因等について最終の決定をする仕事」⁵と規定されている。復員処理によって兵士は動員状態から平時、すなわち服務待機状態になる。第二次大戦後の日本では軍隊が解体されたため、復員が実質「除隊」となったが、本来は復員と除隊は異なるものである。

戦前の復員業務は陸軍省・海軍省の管轄であったが、敗戦後、その業務担当機関も改組を重ねていった。まず、1945年（昭和20）12月1日に陸軍省は第一復員省、海軍省は第二復員省に改組され、1946年（昭和21）6月15日に第一・第二復員省を統合して復員庁が設置された。その中で旧陸軍に関する業務は第一復員局、旧海軍関係の業務は第二復員局が担当した。1947年（昭和22）10月15日に復員庁が廃止されると第一復員局の業務は厚生省に、第二復員局の業務は総務府（当時）に移った。翌1948年（昭和23）5月31日には、厚生省の外局として引揚援護業務を行っていた「引揚援護院」と統合され「引揚援護庁」が誕生し、すべての引揚援護及び復員に関する業務を処理した。1954年（昭和29）4月1日に外局としての「引揚援護庁」は廃止され、内局としての「引揚援護局」が設置された。1961年（昭和36）6月1日に引揚援護局は廃止、援護局の管轄となり、1992年（平成4）7月1日から社会・援護局の所管となり、2001年（平成13）1月6日に厚生労働省に改組され現在に至る⁶。

³ 筆者は嘱託員として採用された2007年から4年間、利用者対応の業務に従事した。その際、利用者が求める資料へ適切な案内をするには、その文書群の性格や、文書を生み出した組織の構成、担当事業の流れ等を理解していないと、十分なレファレンスを行うことができないことを実感した。

⁴ この件に関し、増田弘は、「終戦に伴う引揚・復員に関する個人的体験記は無数に存在し、映画やテレビ・ドラマのほか、学会シンポジウム等で取り上げられる機会が多い。一中略—ただし学術研究という見地からすれば、ようやく端緒についたばかりである。」（増田弘 2012年 pp.1）と述べている。

⁵ 沖縄県生活福祉部援護課 [編] 1996年 資料編 pp.155（初出：琉球政府 [編] 1956年）

⁶ 所管省庁の変遷については、国立公文書館デジタルアーカイブ「省庁組織変遷図」、国立国会図書館リサーチ・ナビ「復

これらの改組にともなって、復員業務の根拠法令も、第一・第二復員省官制（細部は第一・第二復員省令）、復員庁官制⁷、のち引揚援護庁設置令（細部は引揚援護庁訓第一号 復員業務規程）、厚生省設置法、厚生労働省設置法及び地方自治法と変遷していった。

1-2 戦後沖縄における「復員業務」担当機関

終戦までは都道府県における復員業務は陸軍の連隊区司令部で行い、戦後、軍隊が解体されると、旧陸軍は県知事の下に置かれた「世話部（のち世話課）」が担当した。海軍では戦中・戦後とも横須賀・呉・佐世保・舞鶴の各鎮守府がこの業務を行った。

戦後、米軍政下に置かれた沖縄については、復員処理業務も当初は旧陸軍を熊本県の世話部・世話課、旧海軍を佐世保鎮守府で行い、その後復員庁を経て、1952年（昭和27）7月からは沖縄関係の業務は厚生省の未帰還者調査部と佐世保地方復員部に移された。同年、総理府（当時）の沖縄現地機関として那覇日本政府南方連絡事務所（以下「南連」と記す）が設置されると援護業務の窓口として琉球政府と厚生省の中継をした⁸。

また、戸籍法第89条の定めにより、死亡者の本籍地である市町村に対しては死亡報告書が発行・送付されるため、遺族の届けによらずとも戸籍上も死亡の手続きがとられる。これも終戦直後の旧陸軍のものは熊本県の担当部課が発行し、文書の所属年度が1945～50年代初め頃の古いものには「福岡沖縄県事務所長」、「沖縄県下各市町村事務取扱所長」、「沖縄奄美大島関係戸籍事務所長」等の宛名が見られる。

米軍占領後の沖縄に本籍を有する者の戸籍事務について、日本政府は福岡に設置した「沖縄県事務所」で取扱い、福岡司法事務局が同事務所の戸籍事務の監督をした。1948年（昭和23）には福岡司法事務局の出張所（後に福岡法務局の支局）として「沖縄関係戸籍事務所」が設置され業務を引き継いだ⁹。1950年（昭和25）には奄美諸島地域在籍者に関する戸籍事務も併せて取扱うこととなり、沖縄奄美大島関係戸籍事務所と改称されたが、奄美諸島が日本復帰した1953年（昭和28）には旧に復している¹⁰。さらに年代が下ると死亡報告書は沖縄の市町村長宛となる。

2 復員処理業務の各段階について

ここでは、復員処理の業務について段階を追って押さえておきたい。なお、業務の遂行については「復員業務規程」（引揚援護庁1951年）、「復員処理業務について」（沖縄県生活福祉部援護課 [編]1996年 [1956年]）を参照したため、引揚援護庁が所管していた1950年代のものである。福祉・援護課の文書群に含まれていた詳細な復員業務規程であり、また、沖縄において本格的な復員処理業務が始まった時期と近いものであるためこちらを参照した。

2-1 未復員者・未帰還者の調査・把握

復員の業務としては、動員された人員の未復員・未帰還者の調査・把握から始まる。

員省関係資料」参照

⁷ 復員庁廃止の際に第二復員局の業務となったのは、「昭和二十年勅令第五百四十二号ポツダム宣言の受諾に伴い発する命令に関する件に基く復員庁の部局に対する措置に関する政令」（1947年10月15日）に拠る。

⁸ 引揚援護庁1951年 pp.4、琉球政府社会局 [編]「復員処理業務について」（沖縄県生活福祉部援護課 [編]1996年 [1956年]）資料編 pp.153-155 参照

⁹ 奥山恭子 2009年、徳永秀雄 1999年 参照

¹⁰ 福富富男 1999年 参照

厚生省が把握した未復員者は、生死に関する確定的な資料を得るまで究明に努める。未復員・未帰還者については、琉球政府援護課調査員が各市町村へ出張し、未復員・未帰還者の家族から聞き取りをして未帰還者調査票を作成した。この調査票は南連を経て厚生省へ送付される。厚生省は調査票をもとに審査し、所属部隊を決定する。生存者は復員手続きを行い、死亡が判明した場合は死亡（戦死）公報発行の手続きを行う。生死が判明しない場合や調査票により新たに把握された未復員・未帰還者については引き続き調査を行う。

2-2 生存者の手続き

前項の調査で生存していたことが確認された場合の手続きである。

生存者本人が「身上申告書」または「復員届」、俸給給与の「未受領申立書」等を市町村に提出しそれが琉球政府、南連を経由して厚生省へ上申される。厚生省は復員の手続きを行った後、未支給の給与の実施を行う。

2-3 死亡確定の際の手続き

同様に、前段階の調査で死亡が確認された場合の手続きである。

死亡者の処理については、従来は死亡者がその部隊に在籍していたか、死亡現認者の有無、死体検案書の有無など、本人の資料の完備が求められたが、沖縄戦においてはこれら資料を揃えるのが困難であるため、他都道府県とは異なる手続きが取られた。それまでは、他都道府県同様の条件での申請方法であったが、沖縄においてはすべてが他都道府県と事情が異なるため、それに合わせて手続き方法にも柔軟性を持たせたわけである。

調査の基礎となる、死亡者が軍人または軍属であったかどうかについての確認は、戦争中に市町村の兵事係をしていた者、又は兵事に関係のあった者が、応召または現役入隊したことに間違いないと確認した者について事実の証明をなし、それによって身分を決めた。軍人軍属であったことが確認されたら、本人が入隊してから死亡するまでの行動について、琉球政府援護課調査員が遺族や関係者が知っている範囲内を聞き取り調査し、これを未帰還者調査票にまとめ、琉球政府で保管している沖縄戦に参加した部隊の行動表と照合した上、确实と思われる者を援護課長が証明して、南連を経由し厚生省へ送付する。厚生省では、遺族の提出した調査票で申告した事項と厚生省が所持する部隊の行動表と照合し、専門的な立場から申告が間違いないと認めたものについて死亡公報が発行された。

2-4 沖縄の状況

上記のように、沖縄において他都道府県と異なる手続きが取られるようになった経緯については、いくつかの段階がある。

1953年（昭和28）に厚生省から出張した事務官が「旧軍人軍属の復員、援護、恩給等要処理調査票」を携えて来島し、琉球政府の援護課職員と市町村の職員への事務研修を行ない、各市町村に調査票を配布して調査した結果、生存者を含めて4万5000件の調査票を受理した。しかし、この調査票は内容が複雑で、集計作業にも難渋するもので、処理もなかなか進まなかったようである。その後、1955年（昭和30）に厚生省から担当事務官3名が来島して沖縄の実態を調査し、従来厚生省が行ってきた復員処理要領の枠をはずして遺族から申告した調査票に少々補足する程度とし、この調査票の

みで処理することに最終的な決定がされた¹¹。

この手続きの簡略化、すなわち調査票のみでの処理が、もっとも他都道府県と異なる沖縄の事情を反映した手続きであったようである。米軍政下に置かれたため復員処理及び援護の手続き開始の時期が遅れたこと、地上戦であった沖縄戦のため人的被害が大きかったこととともに、戸籍をはじめとする様々な資料が灰燼に帰したことが、手続きを簡略化せざるを得なかった理由として挙げられる。

また、沖縄戦では、戦場に男女問わず年若い学徒が多数動員されたという点でも独自の事情を抱えることになった。

学徒の戦没処理事務の取扱については、「学徒隊及び戦争協力戦没者は軍人、軍属同様の処置を」という沖縄遺族連合会の大会決議を踏まえて会が琉球政府援護課と協議し、学校ごとに男女戦没学徒の死亡現認書、各人ごとに部隊行動、その他一切の死亡処理に要する書類作成作業が行われた。しかし、学籍簿も焼失した状態であったため、生存者を集めてクラス名簿を作成するところから始めなければならず、非常に苦労したようである¹²。

県立農林学校の場合は、最後の校長であった渋谷秀雄が終戦直後から学徒の動向を「沖縄県立農林学校在校生名簿」に纏め、彼が帰郷する前に生徒に託していたため、これが戦没学徒の確認の重要資料となり、農林関係戦死者は他校よりも早く「戦死公報」が通達された¹³。

しかし、全体的にみて大勢の学徒達の処遇とその戦没処理という問題は決して簡単には進められなかったもので、これも沖縄の独自の事情のひとつといえよう。

2-5 評価選別の判定について

上記の行政的な手続きを経て作成・取得された多くの文書に対して、評価選別シートを作成し、評価選別会議で判定を協議した結果、このシリーズの文書は「保存」と決定された。本稿では、復員処理業務の概要を整理するのが主眼であるが、作成した評価選別の判定についても参考として記しておく。

生存・死亡の確認認定、死亡公報発行を含む復員処理は、本来、援護業務の基盤となるものである。しかし終戦後、米軍政下におかれた沖縄においては、他都道府県とは異なり通常の復員処理を行うことができなかった。さらに、地上戦を経験し、戦後行政が分離され多くの辛酸をなめている沖縄では早急に援護の手を延ばすことが先決であることから、多数の復員処理を棚上げして援護の請求事務を最優先としたという特殊な事情があった。

また、大戦中は職業軍人以外の国民が多数徴集され、さらに沖縄は地上戦の戦場となったため一般住民であっても軍人軍属の立場と見なされ復員の手続きがとられた事例も多い。沖縄に本籍のある住民の人的被害状況がわかる文書であると同時に被害住民個々の実存を書類上証明する重要な文書である。

上記のように、沖縄独自の社会情勢を反映し援護行政を検証する手がかりとなる文書であり、後世に渡って利用が見込まれるため保存する。

ただし、事務の参考とした資料類や文書の複製等で重複するものは廃棄する。

¹¹ 我喜屋汝揖「復員業務について」(沖縄県生活福祉部援護課 [編]1996年 [1958年]) 資料編 pp106-107、琉球政府社会局 [編]「復員処理業務について」(沖縄県生活福祉部援護課 [編]1996年 [1956年]) 資料編 pp154 参照

¹² 財団法人沖縄県遺族連合会 [編] 2002年 pp.66 参照

¹³ 吉田正善 2003年 pp.149 参照。なお、渋谷秀雄は教職員の動向も調査し纏めている(渋谷秀雄文書)。

3 「琉球政府文書」の復員処理業務文書

上で述べてきた、2012（平成24）年度に引渡された福祉・援護課の文書群は、年代的には復帰前の琉球政府時代の文書が多く、すでに当館に所蔵されている「琉球政府文書」と同様の性格のものと見られる。2012年度に引渡された文書は復帰後も沖縄県庁で引続き保管されていたものだが、それらとは別に「琉球政府文書」の一部として先に当館に所蔵されていたものがあったわけである。どういった基準で文書が分かれたかは、今となっては不明である。

当館の「琉球政府文書」の厚生局援護課の中から、復員に関する業務の文書を検索すると、18件の文書が該当する。その内容は未帰還者の調査に関する内容のものが多く、内容的にも2012年度に引渡された福祉・援護課の文書と近いものがある。しかしながら2012年度に引渡された福祉・援護課の文書は点数が圧倒的に多く、名簿類や届出、戦死公報（死亡告知書・死亡報告書）等といった、業務に継続的に使用された可能性の高い文書が多いように見受けられる。いわば業務遂行の基礎資料となる文書であり、常用文書として所管課に長く保管されていたものかと推測される。

2012年度に引渡された福祉・援護課の文書は、復帰後の県庁でも引続き使用・保管されていた「県文書」として手続きがなされた。文書の内容としては共通する業務のものであるが、当館の分類では「琉球政府文書」とは出所が異なるため、2012年度引渡しの福祉・援護課の文書のみで復員処理業務のシリーズは構成したが、業務内容はほぼカバーできたものと思料する。しかし、研究調査の場合は琉球政府文書の方も合わせて調査されるのが適切であろう。

ただし、先に公開されている「琉球政府文書」であっても、個人情報等の公開判定を経てから閲覧に供されることになるため、資料によっては申請から閲覧までに多少時間がかかるものもある。調査の場合は事前に問い合わせをされることをお奨めする。

4 福祉・援護課文書の概要

評価選別業務では、福祉援護課から引渡された4182件の文書を「復員処理業務」以外の文書についても順次評価選別していくことになるわけだが、この文書群のうち、既存の評価選別シートで扱う事務事業の文書も存在した。まだシートを作成していないものも含めて、引渡された福祉・援護課の文書を分類した概要を次に述べたい。

4-1 既に評価選別シートが作成されているシリーズに該当するもの

評価選別シートがすでに作成されている事業の文書は、下記のシリーズに該当するものがあった。

- ・「戦没者等の妻に対する特別給付金の裁定に関すること」
- ・「戦没者の父母等に対する特別給付金の裁定に関すること」
- ・「戦傷病者等の妻に対する特別給付金の裁定に関すること」
- ・「国の栄典制度及び知事表彰に関すること」

なお、「国の栄典制度及び知事表彰に関すること」は各部の主務課が担当する業務であり、福祉・

援護課が主務課として行っているのは、戦没者の叙位叙勲に関する事務である¹⁴。この「国の栄典制度及び知事表彰に関すること」は、評価選別シートをまだ作成していない文書群に比べると点数は少ないものの、200件近い文書数があった。

上記のシリーズに該当する文書群は、既存の評価選別シートに挙げられたよりもさらに多くの文書類が含まれていたため、これらに対応するようシートの改訂がなされた¹⁵。シートの記載項目としても、より事業の概要が明確になったものと思われる。

4-2 新規シリーズを作成する必要があるもの

既存シリーズと復員処理業務以外についてのシリーズの評価選別シート作成はまだ未着手の状態であるが、現在シリーズとしての見通しがついている業務の文書群は下記の通りである。

・戦傷病者戦没者遺族等援護法(1952年4月30日法律第127号。いわゆる「援護法」。以下、「援護法」と記す)に関する文書群

これに関しては、すでに「戦傷病者戦没者遺族に対する遺族年金、給与金及び弔慰金の審査に関すること」というシリーズが作成されているが、これは業務の一部分の文書が引き渡された段階で作成されたシリーズであったため、援護法に基づく事務事業全体をカバーする性格のものではなかった。今回、福祉援護課から纏まった文書が引渡されたことから、シリーズを全面的に見直して改訂する必要があるとみられる。

・恩給法に基づく軍人恩給の請求・支給に関わる文書群

1946年(昭和21)にGHQの指令を受けた勅令68号で重症者に係る傷病恩給を除き軍人恩給が廃止されたが、講和条約発効後の1953年(昭和28)に復活した。沖縄で軍人恩給が適用されたのが1955年(昭和30)1月で、請求事務もこの時から開始された。この請求・支給手続きに関するものと見られる。

援護法の制定が1952年(昭和27)、軍人恩給の復活が1953年(昭和28)であるが、当時、米軍政下にあった沖縄においては、援護法の適用がなされたのが1953年(昭和28)4月、軍人恩給の復活・適用が同年の8月と、非常に短い差でしかない。

上記の2つはいずれも戦後処理に関わるもので、法律上の対象者は重複するところもあるが、「軍人・軍属」は原則、軍人恩給を支給し、軍人恩給の適用外となった人々が援護法によって請求、支給されている。

・未帰還者の留守家族に対する援護に関する文書群

未帰還者留守家族等援護法が1953年(昭和28)に制定され、のちに、未帰還者に関する特別措置法が1959年(昭和34)3月に制定されている。未帰還者のうち、国がその状況に関し調査究明した結果、なおこれを明らかにすることができない者について、特別の措置を講ずることを目的として制定された法律が「未帰還者に関する特別措置法」(1959年3月3日法律第7号)である。これに基づき、未帰還者について戦時死亡宣告を発行することに留守家族が同意し、手続きを行った場合、

¹⁴ 沖縄県福祉保健部福祉・援護課援護班の所掌事務として、「戦没者等の叙位叙勲に関すること。」がある。

¹⁵ 2013年度に評価選別シートが改訂された。

厚生大臣（当時）が死亡宣告を発行することができるようにしたものである。そして、死亡宣告が出されたあとは、留守家族に弔慰料が支払われる。

・旧陸海軍従軍看護婦慰労給付金に関する文書群

1981年（昭和56）から実施された給付金で、戦時中陸海軍の従軍看護婦であった人に対して国庫補助金を財源に日本赤十字社から支給される。実施に先立って行われたものか、実態調査の調査票や対象者の名簿が含まれる。

・引揚者等に対する特別給付金・特別交付金等の支給に関する文書群

引揚者給付金等支給法（1957年5月17日法律第109号）、引揚者等に対する特別交付金の支給に関する法律（1967年8月1日法律第114号）等に基づき、引揚者やその遺族、引揚前死亡者の遺族に対する特別交付金の支給に関わる文書と見られる。

・靖国神社関係文書群

戦前・戦中は陸海軍省から、戦後は厚生省から戦死者名簿が靖国神社へ送られ合祀された。当館に引渡された文書の所属年度は戦前からのものもある。

戦前は、靖国神社への合祀は特別賜金や扶助料等と並んで「遺族ノ受クベキ恩典」¹⁶のひとつと捉えられていたようである。

以上、これらの業務の資料群に対する評価選別シートはこれから作成される予定のものであり、より丁寧に文書を見ていくと、上記とはまた異なるシリーズとして編成するのが適切と判断されるものが出てくる可能性もある。今後、順次評価選別シートを作成し、整理・公開の準備を行っていくことになる。

おわりに

以上、福祉・援護課の文書を、行政的な手続きに焦点を当ててたどってきた。業務処理は根拠となる法令に基づき処理されるものであり、定まった手続きを経ないで決定されることはない。その行政的な手続きを理解した上で、これらの制度を議論し、あるいは使いこなすということが必要であろう。しかし、手続きはあくまでも手続きであって、法制化された背景、行政的な処理からもたらされたその社会的な影響を読み取るのはまた別の局面の仕事である。

県内の自治体史も、戦後編の編纂が進められてきているところである。各自治体の戦後史が明らかになれば、やがて沖縄全体の戦後の歩みと戦後処理の様相も見えてこよう。その際、本稿で記した内容に誤りがあれば訂正・検証して正確を期していきたいと思う。

先にも書いたように、戦後処理及び復員・引揚げに関する研究はまだ十分に進んでいるとは言えない状況である。軍が機能していた時期に正式に召集された兵士達にしても、シベリア抑留を含む外地からの復員については研究途上にあるが、地上戦の戦場であった沖縄においては、職業軍人や召集の正式な手続きを経ないで戦争に駆り出された一般住民をどのように遇したか、というまた別の大きな問題がある。軍人恩給や援護法を適用するには、軍の命令・関係の有無とその手続きとして「復員処

¹⁶ 浜井和史 [編・解題] 2009年 pp.203

理」を経ることが必要であった。

見てきたように、戦後米軍政下にあった沖縄の復員処理業務は大幅に遅れたこと、戸籍を始めとする記録類をほぼ焼失したこと、沖縄の実情に合わせて簡略化しなければ、とても事務の遂行が出来なかったことなど、まさに沖縄における特殊な戦後処理の事務であった。その点においても復員の問題は沖縄および日本の戦後史を考える上で重要な問題と考えられる。

本稿を記すにあたって、沖縄における復員業務がすべて明確になっているわけではないという状況を知ることができた。叩き台としてでも、本稿が今後の研究を進めるわずかな手助けとなれば幸いである。

そして、本シリーズとして分類した926件にのぼる文書群が、こういった経緯で作成・使用されたかという点も、文書の整理・登録やレファレンスにおいて重要である。この件については別稿にて整理してみたい。

参考・引用文献

- 大城博光「公文書の評価選別ガイドライン構築に向けた中間報告」『沖縄県公文書館研究紀要 第11号』（沖縄県公文書館 2009年）pp.71-86
- 沖縄県生活福祉部援護課 [編] 『沖縄の援護のあゆみ—沖縄戦終結50周年記念—』（沖縄県生活福祉部援護課 [発行] 1996年）
- 沖縄県福祉保健部福祉・援護課援護班 所掌事務 (<http://www.pref.okinawa.jp/site/fukushi/engo/jimu.html> 2013.12.30)
- 『沖縄県立農林学校創立百周年記念誌』編集委員会 [編] 『沖縄県立農林学校創立百年祭記念誌』（有限責任中間法人沖縄県立農林学校同窓会 [発行] 2003年）
- 奥山恭子 「戦後沖縄の法体制と戸籍の変遷（1）」『横浜国際社会科学研究所 第11巻第3号』（横浜国立大学 2006年）pp.349-368
- 国立公文書館デジタルアーカイブ「省庁組織変遷図」(http://www.digital.archives.go.jp/hensen/chart_cgi/loadurl.cgi 2013.12.30)
- 国立国会図書館リサーチ・ナビ「復員省関係資料」(<http://rnavi.ndl.go.jp/kensei/entry/fukuinnshou.php> 2013.12.30)
- 財団法人沖縄県遺族連合会 [編] 『沖縄の遺族会五十年史』（財団法人沖縄県遺族連合会 [発行] 若夏社 [制作] 2002年）
- 渋谷秀雄 「渋谷秀雄文書」（渋谷家所蔵）
- 徳永秀雄「沖縄関係戸籍事務所について」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会 [編] 『現行戸籍制度50年の歩みと展望—戸籍法50周年記念論文集—』（日本加除出版 1999年）pp.267-293
- 浜井和史 [編集・改題] 「附録第三 死没者二関スル留守業務ノ参考」『復員関係史料集成 第2巻 支那派遣軍復員規定（総参一第一五三〇号）附 復員業務の参考』（ゆまに書房 2009年）
- 引揚援護庁訓第一号「復員業務規程」（引揚援護庁 1951年）
- 福富富男「奄美諸島関係」戸籍法50周年記念論文集編纂委員会 [編] 『現行戸籍制度50年の歩みと展望—戸籍法50周年記念論文集—』（日本加除出版 1999年）pp.206-230
- 増田弘「序論 引揚・復員研究の視角と終戦史の見直し」『大日本帝国の崩壊と引揚・復員』（慶応義塾出版会 2012年）pp.1-12

吉田正善「学園は兵舎となり生徒は陣地構築作業」『沖縄県立農林学校創立百年祭記念誌』（有限責任
中間法人沖縄県立農林学校同窓会〔発行〕 2003年）pp.128-150

琉球政府社会局〔編〕「復員処理業務について」（琉球政府社会局 1956年。沖縄県生活福祉部援護
課〔編〕『沖縄の援護のあゆみ—沖縄戦終結50周年記念—』1996年 に再録）

琉球政府社会局『援護のあゆみ』（琉球政府社会局 1958年）